

委員会提出議案第1号

墨田区議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月2日

墨田区議会議長

福田 はるみ 様

提出者 議会運営委員長 佐藤 篤

墨田区議会基本条例の一部を改正する条例

墨田区議会基本条例（平成30年墨田区条例第46号）の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条から第30条までを1条ずつ繰り上げる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（墨田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正）

2 墨田区議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年墨田区条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条第1項」を「第16条第1項」に改める。

（墨田区議会議員の政治倫理に関する条例の一部改正）

3 墨田区議会議員の政治倫理に関する条例（令和4年墨田区条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条第2項」を「第26条第2項」に改める。

（提案理由）

議会運営委員会（議会改革）による調査・検討の結果、政策会議を廃止することが決定したことに伴い、所要の改正を行う必要がある。